

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称（製品コード）	ハイマルチグリース No.1 (記号:HMG-U-1・品番 M510) ハイマルチグリース No.2 (記号:HMG-U-2・品番 M520,M526)
会社名称	株式会社 和光ケミカル
住所	神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1
電話番号	0465-48-2211(代)
FAX 番号	0465-49-1951
緊急連絡電話番号	技術部（電話：0465-48-8114）
推奨用途及び使用上の制限	摺動部や軸受部の潤滑等【業務用】
作成日	1997年2月27日（2022年4月1日 改訂第15版）
整理番号	M510-J15

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類 皮膚感作性 区分1

水生環境有害性 短期（急性） 区分3

水生環境有害性 長期（慢性） 区分3

※記載のないものは区分に該当しない、または分類できない

絵表示又はシンボル



注意喚起語

警告

危険有害性情報

- H317 : アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H402 : 水生生物に有害
- H412 : 長期継続的影響により水生生物に有害

注意書き

【安全対策】

- P261 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
- P272 : 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 : 環境への放出を避けること。
- P280 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- P302+P352 : 皮膚に付着した場合 : 多量の水と石けんで洗うこと。
- P333+P313 : 皮膚刺激又は発疹が生じた場合 : 医師の診察／手当てを受けること。
- P362+P364 : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

- なし

【廃棄】

- P501 : 内容物／容器を国際条約や国／都道府県／市町村の規則に従い廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区别 : 混合物

・潤滑油基油

企業秘密の為記載できない(wt.%)

・増ちよう剤（ウレア系）

企業秘密の為記載できない(wt.%)

・潤滑油添加剤

企業秘密の為記載できない(wt.%)

成分及び含有率 :

化合物名	CAS-No.	官報公示整理番号(化審法)	労働安全衛生法(政令No.等)	PRTR法	含有率(wt.%)
鉛油※1	混合物の為記載できない	登録済	168	非該当	30~45
モリブデン化合物	企業秘密の為記載できない	登録済	603 ※2	非該当 ※3	<0.1 (Moとして)

※1 : 鉛油 : IP346 法による DMSO 抽出物質が3質量%未満の鉛油

※2 : 安衛法57条 政令18条 第1号 別表9 記載だが、製品中の濃度は通知対象に満たない。

※3 : 第1種指定化学物質（1種-453）だが、製品中の濃度はPRTR法対象に満たない。

4. 応急措置

眼に入った場合

: 清浄な水で最低15分間眼を洗浄した後、医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合

: 水と石けんで付着した部分を洗う。

吸入した場合	: 新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当を受ける。
飲み込んだ場合	: 無理に吐かせないで医師の手当を受ける。 口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗うこと。

5. 火災時の措置 消火方法	: 火元への燃焼源を断つ。 : 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 : 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。 : 周囲の設備などに散水して冷やす。 : 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。 : 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
消火剤	: 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火剤が有効である。消火に棒状の水を用いてはならない。

6. 漏出時の措置	: 周囲の着火源を取り除く。
大量の場合	: 漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。漏洩したグリースは土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いたのち、できるだけ空容器に回収する。河川、下水道等へ排出しないように注意する。
少量の場合	: ヘラ、スコップ等で除いたり、土砂、ウエス等に吸着させ空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭い取る。
海上の場合	: オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい採ったり、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合は、国土交通省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

7. 取扱いおよび保管上の注意	: 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。 : 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雜物の混入に注意すること。 : 石油製品から発生した蒸気は、空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気への注意が必要である。 : 危険物が残存している機械設備などを修理又は加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行うこと。 : 皮膚接触、ミスト呼吸が、健康障害の原因となるので、極力直接接触を避けること。 : 容器は、必ず密閉すること。
取扱い	: 冷暗所で換気の良い場所に保管する。 : 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。 : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。 : ハロゲン類、強堿類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

化合物名	CAS-No.	管理濃度	ACGIH TLVs		日本産業衛生学会 TLV
			TWA	STEL	
鉱油	混合物の為記載できない	——	5mg/m ³ (鉱油ミストとして)	——	3mg/m ³ (鉱油ミストとして)
モリブデン化合物	企業秘密の為記載できない	規定無し	3mg/m ³ (Moとして)	——	——

設備対策	: ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
保護具 呼吸用保護具	: 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
保護眼鏡	: 飛沫が飛び場合には普通型眼鏡を着用する。
保護手袋	: 長期間または繰り返し接触する場合には、耐油性の物を着用する。
保護衣	: 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観等	: 赤色の半固体
揮発性	: なし
比重又は高比重	: データなし
初留点	: データなし
溶解度 水	: 不溶
滴点	: 240°C以上 (HMG-U-1), 250°C以上 (HMG-U-2)
引火点	: 130°C以上 (セタ式)
発火点	: 測定データなし
爆発範囲	: 基油の爆発限界は次のように推定される 上限 7% 下限 1%

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の条件では安定
反応性	: 強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	: ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
避けるべき材料	: 現在のところ有用な情報なし
危険有害な分解生成物	: 燃焼の際に一酸化炭素などが発生する可能性がある。
その他	: 現在のところ有用な情報なし

11. 有害性情報

製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよびGHS区分より判定した。 記載無きものはGHS分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。	
急性毒性（経口）	: 成分および組成より区分に該当しないと判断した。 《鉱油》 LD50>5g/kg (ラット)
皮膚腐食性／刺激性	: 成分および組成より区分に該当しないと判断した。 区分2の物質を約4%含有…製品として区分3だがJISでは区分に該当しない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: 現在のところ有用なデータなし。
呼吸器感作性	: 現在のところ有用なデータなし。
皮膚感作性	: 成分および組成より区分1と判断した。 皮膚感作性区分1の物質を約4%含有。
生殖細胞変異原性	: 現在のところ有用なデータなし。
発がん性	: 成分および組成より区分に該当しないと判断した。 《鉱油》 OSHAによる評価でIARC-Group3(ヒトに対しての発がん性について分類できない)、EUによる評価で発がん性であるとの表示は必要ない。
《合成油》	: IARCやNTPには収録されていない。
《添加剤》	: 現在のところ有用なデータなし。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 現在のところ有用なデータなし。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 現在のところ有用なデータなし。
誤えん有害性	: 成分および組成より区分に該当しないと判断した。 本物質は誤えん有害性とは考えられない。

12. 環境影響情報

製品としてのデータはない。成分ごとのデータおよびGHS区分より判定した。 記載無きものはGHS分類でカットオフ値以下のものか、知見なし、あるいはデータなし。	
生態毒性	
水生環境有害性 短期(急性)	: 成分および組成より区分3と判断した。 区分2の物質を約3%含有。
水生環境有害性 長期(慢性)	: 成分および組成より区分3と判断した。 区分2の物質を約3%含有。
残留性・分解性	: 現在のところ有用なデータなし。
生体蓄積性	: 現在のところ有用なデータなし。
土壤中の移動性	: 現在のところ有用なデータなし。
オゾン層への有害性	: 現在のところ有用なデータなし。

13. 廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止

- 3.埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃え殻について下記の物質が総務省で定めた基準以下であることを確認しなければならない。
銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ひ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアノ化合物、PCB。
- 4.焼却する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害または損害を及ぼすおそれのない方法で行うとともに、見張人をつけること。
- 5.廃棄時における関係法規
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 - ・危険物の規制に関する政令
 - ・金属等を含む産業廃棄物に関する判定基準を定める環境省令

14.輸送上の注意 注意事項	:容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下損傷が起らないように積み込む。 :荷崩れの防止を確実に行う。 :みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きする等の粗暴の取り扱いをしない。 :天地を逆転しておかないこと。 :温度差の少ない冷暗状態にて輸送する。
国連規制	:国連番号…なし 国連分類…分類基準に該当しない 容器等級…一 指針番号…一
国内規制	:海上輸送に関しては IMO、航空輸送に関しては ICAO/IATA の規定に従う。 :陸上輸送…消防法、安衛法などに定められている運送方法に従う 海上輸送…船舶安全法に定められている運送方法に従う 航空輸送…航空法に定められている運送方法に従う

15.適用法令	労働安全衛生法	:危険物（令別表第1）に該当しない 法57条 政令18条 第1号 别表9に該当する成分を含有する ・表示対象濃度以上…鉛油 有機溶剤中毒予防規則（施行令別表6の2）に該当しない
	化管法（PRTR法）	:非該当
	毒物及び劇物取締法	:非該当
	消防法	:指定可燃物 可燃性固体類
	船舶安全法	:非危険物（個別輸送およびばら積み輸送において）
	航空法	:非危険物
	水質汚濁防止法	:油分排出規制（5mg/L 許容濃度） ノルマルヘキサン抽出分として検出される。
	海洋汚染防止法	:ばら積み貨物でないので製品としては非該当。油分排出規制（原則禁止）
	下水道法	:鉛油類排出規制（5mg/L）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	:産業廃棄物規制（拡散、流出の禁止）

16.その他の情報	RoHS 指令有害物質	:いずれも意図的な含有なし
	ELV 指令有害物質	:いずれも意図的な含有なし
	引用文献	:①原料メーカー-SDS・MSDS ②製品評価技術基盤機構ホームページ ③法律に関するホームページ

安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として提供されるものです。取扱者はこれを参考とし、自らの責任において個々の取扱の実態に合わせた処置を講ずることが必要であり、これを理解した上で活用して下さい。従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。